



平成21年8月
発行 春日部市
総合政策部政策課

第3号

お問い合わせは、
こちらまで。
◇郵便 〒344-8577
春日部市中央6-2
◇電話 048-736-1111
(内線2115)
◇FAX 048-734-2593

春日部市 自治基本 条例 かわら版

春日部市自治基本条例骨子がまとまりました

春日部市
まちづくりの
ルールづくり

審議会会長が市長に提言書を提出

定てをののの広開会地区コブ手意見市
です反ご皆く市の催など区説明メントリック（パ）統（パ）見提出が「条例案」を作成し、市民



骨子（答申）を市長に提出

申）が提出されました。今後は、この骨子をもとに、市民が「条例案」を作成し、市民
13日、山崎会長から石川市長に「春日部市自治基本条例骨子（答申）」が提出されました。今後は、この骨子をもとに、市民
骨子案の詳細な点まで確認を行った上で、「条文の分かりやすさ」について話し合われました。審議会副会長の坂野喜隆氏によれば「条文の分かりやすさ」とは、言葉遣いの柔らかさ、文章の短さ、そして、漢字の少なさであるということです。委員の皆さんからも「条文としての正確さは保ちながら、子どもでも理解できるように最大限に分かりやすい条文にしてほしい」といった意見が出されました。そして、7月3日、山崎会長から石川市長に「春日部市自治基本条例骨子（答申）」が提出されました。

◆市民の誰もが 分かりやすい条例に

審議会の答申

条例骨子の概要（抜粋）

第1章 総則 1. 目的

この条例は、春日部市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市の責務及び役割等の基本的事項を定めることにより、市民が主体的にまちづくりに取り組む市民自治の実現と協働によるまちづくりの推進を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とする。

第2章 自治の基本理念

- 市民及び市は、暮らしやすいまちを築いていけるよう、それぞれの責務と役割を認識し、共に考え、協力し、行動していく市民自治の実現を目指す。
- 市民及び市は、互いに情報を共有し、誰もが市政に参加し、協働を基本としたまちづくりを推進する。

<もくじ>

第1章 総則

1. 目的
2. 条例の位置づけ
3. 主な用語の定義

第2章 自治の基本理念

第3章 市民

1. 市民の権利
2. 市民の役割

第4章 コミュニティ組織

第5章 議会

第6章 市の機関

第7章 市政運営

第8章 市民参加と協働

1. 情報共有
2. 市民参加
3. 協働
4. 住民投票

第9章 国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流

第10章 条例の実効性の確保

第3章 市民 1. 市民の権利

（情報を知る権利）

市民は、市が保有する情報を知る権利がある。

（市政に参加する権利）

市民は、まちづくりの主体として意見を述べ、市政に参加する権利がある。

将来のまちづくりの担い手である子どもは、年齢に応じて市政に参加する権利があり、その意見は尊重される。

（まちづくりを行う権利）

市民は、自主的な活動を通してまちづくりを行う権利がある。

提言書づくり

市民ワークショップ（公募）による
提言づくり

条例骨子案 づくり

自治基本条例策定
審議会による審議

条例（案）づくり

市民意見提出手続（パブリックコメント）、シンポジウム、地区説明会など

今はここ！

条例（案）

議会審議

制定・施行

みんなで考えよう！春日部市のまちづくりのルール 春日部市自治基本条例の策定について 地区説明会を開催します！

春日部市では、自治の基本理念や市政運営の基本原則、市民の権利・責務などを定め、地方自治の在り方や枠組みを規定する「自治基本条例」の策定に向けて作業を行っています。平成22年4月の施行に向け、春日部市自治基本条例の策定について、地区説明会を開催しますので、お気軽に、ぜひご参加ください！



日 時	会 場
9月5日（土）午前10時～11時	幸松地区公民館 研修室
9月5日（土）午後2時～3時	庄和総合支所市民ホール
9月6日（日）午前10時～11時	ゆっく武里 健康学習室
9月6日（日）午後2時～3時	春日部市役所第2別館201・202会議室

事前のお申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

かすかべし出前講座をご利用ください

春日部市自治基本条例(案)の説明を受けたい場合は、かすかべし出前講座をご利用ください。

- 申し込み：10人以上の単位での申し込み
- 開催時期：平成21年9月1日（火）～
- 開催概要：1回につき1時間程度（時間は別途相談）
- 会場：主催者側で用意

市民意見提出手続（パブリックコメント）も実施します

春日部市自治基本条例(案)についての市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施します。ぜひ、ご意見をお寄せください！

- 意見募集期間：平成21年9月1日（火）～9月30日（水）（消印有効）
- 意見提出方法：公表場所で配布している所定の様式を使用し、次のいずれかの方法で提出してください。

▼直接…条例(案)を公表している場所にて、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

▼郵送…〒344-8577春日部市役所政策課

▼FAX…734-3846

▼メール… seisaku@city.kasukabe.lg.jp

▼市ホームページ…

<http://www.city.kasukabe.lg.jp/>

- 条例案の公表場所：

意見募集期間中、次の場所で公表しています。

市役所2階政策課、市役所別館1階市政情報室、庄和総合支所1階市政情報室、教育センター1階学習情報サロン、男女共同参画推進センター、勤労者会館、大風会館、各公民館、市ホームページ

検討の進め方

市による検討

H20.10.
策定の発議

H21.6.
骨子案

H21.8.
条例(案)づくり

H21.12.
条例(案)

H22.4.
議会審議を経て制定・施行（予定）

市民参加



今はここ！

条例(案)の検討への参加

- 市民意見提出手続（パブリックコメント）
- 地区説明会

お問い合わせは、春日部市総合政策部政策課まで。

◇郵便 〒344-8577 春日部市中央6-2 ◇電話 048-736-1111（内線2115） ◇FAX 048-734-3846